

### 第3 個別の監査結果及び意見

「県の防災・減災に係る各種計画」及び「防災・減災業務を実施する担当部所属等への往査」における監査結果について、本章で整理する。

なお、監査の結果及び意見について、監査人は次の区分で述べている。

区分	内容
指摘	現在の法令又は規定等に照らして違反又は不当と監査人が判断した事項 ・本文中、【指摘】と表記する。
意見	「指摘」には該当しないが、監査人が改善を要すると判断した事項または検討を要すると判断した事項 ・本文中、【意見】と表記する。

これらの記載区分は、監査人が判断した事項であり、必ずしも厳密で統一的な区分を行えない場合があることに留意されたい。

#### 1. 県の防災・減災計画に係る各種計画

##### (1) 実施した監査手続き

県の防災・減災計画に係る各種計画の内容及び実施状況について、関連書類の閲覧、分析、担当者へのヒアリング、その他必要と認める監査手続を行った。

##### ① 県強靱化計画に係るヒアリング

県における防災・減災対策の根幹を成す県強靱化計画は、ハード・ソフト両面から災害に強い県土づくりを推進するための総合的な計画である。

近年、自然災害の頻発・激甚化が顕著であることから、災害発生前の予防対策の重要性が増しており、予防対策に重点を置いた本計画について、適切に策定・運用されているかを確認することとした。そのうえで、県全体の防災・減災対策の現状と課題を把握するため、まずは本計画を所管する防災くらし安心部防災危機管理課及び主要なハード事業を所管する県土整備部の各課に対し、計画の全体像や計画内の実施事項などについてヒアリングを実施した。

加えて、同様に防災・減災対策の上位計画である県地域防災計画について、その概要部分に関し、計画を所管する防災くらし安心部防災危機管理課にヒアリングした。

【県強靱化計画（一部地域防災計画を含む）のヒアリング日程】

日時		対象所属		監査人・補助者数
7月4日	木	防災くらし安心部	防災危機管理課	5名
7月5日	金	県土整備部	管理課	
			河川課	
			砂防・災害対策課	
			道路整備課	
			道路保全課	
			都市計画課	
			下水道課	
			建築住宅課	
			建設企画課	
			空港港湾課	

【対象課に対する質問票の概要】

質問事項		質問意図
1. 防災・減災における役割について	(1) 組織概要について	防災・減災業務の担当課、体制図等について把握するため。
	(2) 防災担当課の職務分掌について	防災・減災担当の役割、具体的な業務内容、責任範囲、権限等について把握するため。
2. 防災・減災に係る計画について	(1) 計画の作成プロセスについて	計画作成の責任主体、関係機関との連携体制、県民への意見反映状況等について把握するため。
	(2) 計画内容の実施状況について	各種計画に記載されている施策・事業の実施状況、予算執行状況、目標達成状況等について把握するため。
	(3) 計画及び取組内容の評価・見直しについて	計画の目標指標の達成状況、課題、計画内容の実効性、PDCA サイクルによる見直し状況等について把握するため。
3. 課題認識について	-	防災・減災業務において、各担当課が抱える課題（人員不足、予算不足、技術的な課題、関係機関との連携における課題等）について把握するため。

なお、県強靱化計画に関連する監査手続きの結果明らかになった意見や指摘事項については、次章「(2) 監査の結果」にて詳述する。

② 県地域防災計画に関する取組状況等の質問・アンケート調査及び個別ヒアリング

県地域防災計画は県、市町村、地域住民、企業、関係機関が連携して地域防災体制を構築するための総合的な計画で、県における防災対策の基本となっていることから本計画の作成・運用状況を把握し、その実効性について検証することとした。一方、県地域防災計画は、災害の「予防対策」「応急対策及び復旧」「復興

対策」について必要な事項を定めていることから、災害時ではない平時において「応急対策及び復旧」「復興対策」の実施事項について監査することは難しい面がある。そのため、県地域防災計画の「予防対策」の実施事項を中心にその実施事項を確認していくこととしたが、県は県地域防災計画の「予防対策」に記載された実施事項についてその具体的な実施状況の確認を実施していなかった。

従って、県地域防災計画の「予防対策」の実施事項の実施状況の確認及びとりまとめを監査手続きの一環としてアンケートに含め、計画の内容が現状に即しているか、各機関における役割分担や連携体制が適切に機能しているかなどを検証するため、県地域防災計画の内容を実施部局課に対し質問・アンケート調査を実施した。

#### 【県地域防災計画の実施状況の質問及び確認表】

質問事項		質問意図
1. 県地域防災計画における役割	(1) 担当部局課の役割認識	各担当部局課が県地域防災計画の内容を理解し、所属としての役割や立ち位置を認識しているかを確認するため。
	(2) 所属間の担当棲み分け	県地域防災計画の実施事項について、複数の部局課で連携がとれているか、また、重複する取組がないかを確認するため。
2. 県地域防災計画における記載事項の取組み	(1) 令和5年度に実施した取組み	県地域防災計画に記載されている取組について、実際に各担当所属が実施しているかを確認するため。
	(2) 令和5年度以前に実施した取組み	県地域防災計画に記載されている取組について、各担当所属が継続的か、単年度的に実施している取組かを把握するため。

#### 【アンケート調査様式（一部抜粋）】

##### 震災対策編

計画名	概要	実施事項	所管課	令和5年度に実施した実施事項に関連した取り組み・活動内容	令和5年度以前の実施事項に関連した取り組み・活動内容	補足・備考（あれば）
第2章 地震・津波観測体制の整備計画 (p.56)	1 県による地震・津波観測	県内全市町村(40箇所)に計測震度計を設置し、県庁内に設置した送受信装置や消防庁の交信装置とネットワーク化したシ				回答依頼

		システムを平成9年4月から稼働、平成23年3月にはシステムの再整備を行なった。本システムの情報を気象庁が発表する震度情報に含めて発表。	
第2章 地震・津波観測体制の整備計画 (p.56)	1県による地震・津波観測	県内全市町村(40箇所)に計測震度計を設置し、県庁内に設置した送受信装置や消防庁の通信装置とネットワーク化したシステムを平成9年4月から稼働、平成23年3月にはシステムの再整備を行なった。本システムの情報を気象庁が発表する震度情報に含めて発表。	回答依頼
・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・

※以降、県地域防災計画の「予防対策」に記載されている820の実施事項について、担当所属に回答依頼を実施。追加のヒアリングが必要と判断した内容について、対面での個別ヒアリングを後日実施した。

### 【アンケート調査結果の概要】

本調査では、前述の通り山形県地域防災計画における「予防対策」の実施状況について、県内各担当部局を対象に計画の「予防対策」に記載された実施事項の実施

の有無及びその内容についてアンケート調査および個別ヒアリングを実施した。調査の結果、各部局において計画の「予防計画」に記載された実施事項は概ね実施されていることが確認できた。

※計画の「予防対策」に記載された実施事項の個数

編	対象部	対象課	計画名	個数※	
震災	みらい企画創造部	移住定住・地域活力創生課	第23章積雪期の地震災害予防計画(p178)	1	
	みらい企画創造部・防災くらし安心部	-	第23章積雪期の地震災害予防計画(p178)	1	
	環境エネルギー部	水大気環境課	第18章-12危険物等施災害予防計画(p.159)	2	
	企業局	水道事業課	第18章-11工業用水道施設災害予防計画(p.157)	10	
	教育局	学校体育保健課	第3章防災知識の普及計画(p.58)	1	
	警察	警備第二課	交通規制課	第8章救助・救急体制整備計画(p.83)	1
				第17章輸送体制整備計画(p.109)	1
				第18章-1交通関係施設災害予防計画(p.123)	1
	健康福祉部	医療政策課		第10章医療救護体制整備計画(p.88)	7
				第18章-12危険物等施災害予防計画(p.159)	6
		医療政策課・障がい福祉課		第10章医療救護体制整備計画(p.88)	3
		健康福祉企画課		第10章医療救護体制整備計画(p.88)	3
				第18章-12危険物等施災害予防計画(p.159)	2
		健康福祉企画課・医療政策課		第10章医療救護体制整備計画(p.88)	1
		障がい福祉課		第10章医療救護体制整備計画(p.88)	4

	地域福祉推進課	第 21 章要配慮者の安全確保計画 (p171)	1
	全体	第 7 章防災訓練計画 (p.76)	1
		第 8 章救助・救急体制整備計画(p.83)	1
県土整備部	下水道課	第 18 章-10 下水道施設災害予防計画 (p.154)	12
	河川課	第 18 章-3 河川・海岸施設災害防計画 (p.134)	13
	空港港湾課	第 18 章-1 交通関係施設災害予防計画 (p.123)	6
	建築住宅課	第 13 章地盤災害予防計画(p.99)	1
		第 14 章孤立集落対策計画(p.102)	1
		第 15 章都市防災計画 (p.104)	3
		第 16 章建築物災害予防計画(p.106)	5
	砂防・災害対策課	第 13 章地盤災害予防計画(p.99)	11
		第 18 章-2 土砂災害防止施設災害予防計画 (p.130)	6
	都市計画課	第 13 章地盤災害予防計画(p.99)	4
		第 15 章都市防災計画 (p.104)	1
	道路整備課	第 16 章建築物災害予防計画(p.106)	1
	道路保全課	第 18 章-1 交通関係施設災害予防計画 (p.123)	5
		第 23 章積雪期の地震災害予防計画 (p178)	2
	全体	第 17 章輸送体制整備計画(p.109)	1
		第 18 章-1 交通関係施設災害予防計画 (p.123)	1
県土整備部 ・ 防災くらし安心部	道路整備課	第 16 章建築物災害予防計画(p.106)	1

	-	第17章輸送体制整備計画(p.109)	1
産業労働部	商業振興・経営支援課	第4章地域防災力強化計画(p.63)	3
	全体	第4章地域防災力強化計画(p.63)	2
総務部 ・ 教育局	学校体育保健課	第20章文教施設における災害予防計画(p167)	2
	教育政策課	第20章文教施設における災害予防計画(p167)	1
	生涯教育・学習振興課	第20章文教施設における災害予防計画(p167)	5
総務部・防災くらし安心部・教育局	学校体育保健課	第3章 防災知識の普及計画(p.58)	1
総務部・防災くらし安心部・しあわせ子育て応援部・健康福祉部・観光文化スポーツ部・教育局	県民文化芸術振興課	第21章要配慮者の安全確保計画 (p171)	2
	高齢者支援課・障がい福祉課	第21章要配慮者の安全確保計画 (p171)	10
	子ども成育支援課	第21章要配慮者の安全確保計画 (p171)	1
	-	第21章要配慮者の安全確保計画 (p171)	1
農林水産部	森林ノミクス推進課	第18章-2 土砂災害防止施設災害予防計画(p.130)	3
		第23章積雪期の地震災害予防計画(p178)	1
	水産振興課	第18章-1 交通関係施設災害予防計画(p.123)	1
	農政企画課	第19章食料、飲料水及び生活必需品等の確保計画	1
	農村整備課	第18章-4 農地・農業用施設災害予防計画(p.137)	10
防災くらし安心部	消費生活・地域安全課	第5章災害ボランティア受入体制整備計画(p.69)	3
	消防救急課	第18章-12 危険物等施設災害予防計画(p.159)	15

		第 18 章-6 ガス供給施設災害予防計画 (p.142)	2
		第 8 章救助・救急体制整備計画(p.83)	1
		第 9 章火災予防計画 (p.86)	1
	食品安全衛生課	第 18 章-9 上水道施設災害予防計画 (p.150)	22
		第 19 章食料、飲料水及び生活必需品等の確保計画	1
	防災危機管理課	第 11 章地震防災施設等整備計画(p.93)	2
		第 12 章防災用通信施設災害予防計画(p.96)	7
		第 14 章孤立集落対策計画(p.102)	2
		第 16 章建築物災害予防計画(p.106)	1
		第 17 章輸送体制整備計画(p.109)	3
		第 18 章-6 ガス供給施設災害予防計画 (p.142)	1
		第 19 章食料、飲料水及び生活必需品等の確保計画	2
		第 2 章 地震・津波観測体制の整備計画 (p.56)	1
		第 4 章地域防災力強化計画(p.63)	2
		第 6 章防災訓練計画 (p.72)	6
		第 7 章防災訓練計画 (p.76)	5
	防災危機管理課・消防救急課	第 11 章地震防災施設等整備計画(p.93)	1
防災くらし安心部・観光文化スポーツ部	-	第 21 章要配慮者の安全確保計画 (p171)	3
防災くらし安心部・警察	警備第二課	第 3 章 防災知識の普及計画(p.58)	1
防災くらし安心部・しあわせ子育て応援部・健康福祉部	高齢者支援課・障がい福祉課	第 21 章要配慮者の安全確保計画 (p171)	1



		子ども成育支援課	第21章要配慮者の安全確保計画 (p171)	1
津波	環境エネルギー部	水大気環境課	18-11 危険物等施設災害予防計画 (p126)	3
		企業局	水道事業課	18-10 工業用水道施設災害予防計画 (p124)
	8 避難所整備計画 (p47)			4
	9 避難誘導計画 (p51)			7
	警察	警備第二課	11 救助・救急体制整備計画 (p60)	1
			交通規制課	17 輸送体制整備計画 (p82)
				18-1 交通関係施設災害予防計画 (p94)
	健康福祉部	医療政策課	12 医療救護体制整備計画 (p64)	9
			18-11 危険物等施設災害予防計画 (p126)	6
		医療政策課・障がい福祉課	12 医療救護体制整備計画 (p64)	3
		健康福祉企画課	12 医療救護体制整備計画 (p64)	3
		健康福祉企画課・医療政策課	12 医療救護体制整備計画 (p64)	1
		障がい福祉課	12 医療救護体制整備計画 (p64)	2
		全体	11 救助・救急体制整備計画 (p60)	1
			18-14 要配慮者の安全確保計画 (p137)	1
	県土整備部	下水道課	18-9 下水道施設災害予防計画 (p121)	15
		河川課	13 津波に強いまちづくり計画 (p69)	2
			18-1 交通関係施設災害予防計画 (p94)	2
			18-2 河川・海岸施設災害予防計画 (p101)	14
		空港港湾課	18-1 交通関係施設災害予防計画 (p94)	8
		建築住宅課	14 津波防災施設等整備計画 (p73)	3

	都市計画課	13 津波に強いまちづくり計画 (p69)	2
	道路保全課	18-1 交通関係施設災害予防計画 (p94)	11
	全体	13 津波に強いまちづくり計画 (p69)	1
		16 孤立集落対策計画 (p80)	1
		17 輸送体制整備計画 (p82)	2
		7 防災訓練計画 (p44)	2
県土整備部 ・ みらい企画創造部	道路整備課 空港港湾課 総合交通政策課	13 津波に強いまちづくり計画 (p69)	1
県土整備部 ・ 防災くらし安心部	-	17 輸送体制整備計画 (p82)	1
産業労働部	商業振興・経営支援課	4 地域防災力強化計画 (p33)	3
	全体	4 地域防災力強化計画 (p33)	1
総務部 ・ 教育局	生涯教育・学習振興課	18-13 文教施設における災害予防計画 (p134)	4
	-	7 防災訓練計画 (p44)	1
総務部・教育局	学校体育保健課	3 防災知識の普及計画 (p26)	2
総務部・防災くらし安心部・教育局	学校体育保健課	3 防災知識の普及計画 (p26)	1
	-	8 避難所整備計画 (p47)	1
総務部・防災くらし安心部・しあわせ子育て応援部・健康福祉部・観光文化スポーツ部・教育局	子ども成育支援課	18-14 要配慮者の安全確保計画 (p137)	1
	-	18-14 要配慮者の安全確保計画 (p137)	8
農林水産部	農村整備課	18-3 農地・農業用施設災害予防計画 (p104)	4
	農村整備課	18-3 農地・農業用施設災害予防計画 (p104)	2
	全体	18-12 食料、飲料水及び生活必需品等の確保計画 (p131)	1

防災くらし安心部	消費生活・地域安全課	6 災害ボランティア受入体制整備計画 (p41)	3
	消防救急課	11 救助・救急体制整備計画 (p60)	2
		13 津波に強いまちづくり計画 (p69)	1
		18-5 ガス供給施設災害予防計画 (p106)	2
		18-11 危険物等施設災害予防計画 (p126)	19
		3 防災知識の普及計画 (p26)	1
		4 地域防災力強化計画 (p33)	1
	食品安全衛生課	18-12 食料、飲料水及び生活必需品等の確保計画 (p131)	1
		18-8 上水道施設災害予防計画 (p117)	24
	防災危機管理課	1 地震・津波に関する調査研究計画 (p21)	1
		10 災害情報等の収集・伝達体制整備計画 (p58)	12
		13 津波に強いまちづくり計画 (p69)	6
		14 津波防災施設等整備計画 (p73)	7
		15 防災用通信施設災害予防計画 (p77)	9
		16 孤立集落対策計画 (p80)	3
		17 輸送体制整備計画 (p82)	5
		18-12 食料、飲料水及び生活必需品等の確保計画 (p131)	8
		2 地震・津波観測体制の整備計画 (p24)	1
		3 防災知識の普及計画 (p26)	11
		4 地域防災力強化計画 (p33)	3
5 活動体制整備計画 (p39)		9	

			7 防災訓練計画 (p44)	6
			9 避難誘導計画 (p51)	3
	防災くらし安心部 ・ 観光文化スポーツ部 ・ 教育局	-	13 津波に強いまちづくり計画 (p69)	1
	防災くらし安心部 ・ 県土整備部 ・ 企業局 ・ 健康福祉部	下水道課	13 津波に強いまちづくり計画 (p69)	1
	防災くらし安心部 ・ 県土整備部 ・ 警察	-	17 輸送体制整備計画 (p82)	1
	防災くらし安心部・観光文化スポーツ部	-	18-14 要配慮者の安全確保計画 (p137)	3
	防災くらし安心部・警察	警備第二課	3 防災知識の普及計画 (p26)	1
	防災くらし安心部・健康福祉部	消防救急課	11 救助・救急体制整備計画 (p60)	1
	防災くらし安心部・健康福祉部・産業労働部・病院事業局	医療政策課・高齢者支援課・障がい福祉課	3 防災知識の普及計画 (p26)	1
風水害	環境エネルギー部	水大気環境課	1-2-16-12 危険物等施設災害予防計画(p111)	2
	企業局	水道事業課	1-2-16-11 工業用水道施設災害予防計画 (p109)	1
	警察	警備第二課	1-2-7 救助・救急体制整備計画 (p69)	8
			1-2-15 輸送体制整備計画(p82)	1
			1-2-16- 1 交通関係施設災害予防計画(p83)	1
	健康福祉部	医療政策課	1-2-16-12 危険物等施設災害予防計画(p111)	1
			1-2-9 医療救護体制整備計画(p71)	6

	医療政策課・障がい福祉課	1-2-9 医療救護体制整備計画(p71)	8
	健康福祉企画課	1-2-16-12 危険物等施設災害予防計画(p111)	3
		1-2-6 避難体制整備計画 (p59)	2
		1-2-9 医療救護体制整備計画(p71)	1
	健康福祉企画課・医療政策課	1-2-9 医療救護体制整備計画(p71)	3
	高齢者支援課・障がい福祉課	1-2-19 要配慮者の安全確保計画(p117)	1
	障がい福祉課	1-2-9 医療救護体制整備計画(p71)	1
	全体	1-2-19 要配慮者の安全確保計画(p117)	2
		1-2-7 救助・救急体制整備計画 (p69)	1
健康福祉部・病院事務局	県立病院課	1-2-2 防災知識の普及計画 (p45)	1
県土整備部	下水道課	1-2-16-10 下水道施設災害予防計画(p106)	1
	河川課	1-2-16-3 河川・海岸施設災害予防計画 (p90)	15
		1-2-2 防災知識の普及計画 (p45)	21
	空港港湾課	1-2-16- 1 交通関係施設災害予防計画(p83)	1
	建築住宅課	1-2-14 建築物災害予防計画(p79)	8
	砂防・災害対策課	1-2-11 地盤災害予防計画(p73)	4
		1-2-12 孤立集落対策計画(p77)	9
		1-2-16- 1 交通関係施設災害予防計画(p83)	1
		1-2-16-2 土砂災害防止施設災害予防計画 (p87)	1
	都市計画課	1-2-13 都市防災計画 (p78)	11
	道路保全課	1-2-16- 1 交通関係施設災害予防計画(p83)	5
	全体	1-2-12 孤立集落対策計画(p77)	8

		1-2-15 輸送体制整備計画(p82)	1
県土整備部 ・ 防災くらし安心部	-	1-2-15 輸送体制整備計画(p82)	1
産業労働部	産業技術イノベーション課 商業振興・経営支援課	1-2-2 防災知識の普及計画 (p45)	1
	商業振興・経営支援課	1-2-3 地域防災力強化計画 (p50)	1
総務部 ・ 教育局・観光文化スポーツ部	県民文化芸術振興課	1-2-18 文教施設における災害予防計画 (p116)	1
総務部・防災くらし安心部・教育局	学校体育保健課	1-2-2 防災知識の普及計画 (p45)	4
総務部・防災くらし安心部・しあわせ子育て応援部・健康福祉部・観光文化スポーツ部・教育局	教育政策課 特別教育支援課 学校体育保健課	1-2-2 防災知識の普及計画 (p45)	1
	高齢者支援課・障がい福祉課	1-2-19 要配慮者の安全確保計画(p117)	1
	子ども成育支援課	1-2-19 要配慮者の安全確保計画(p117)	8
	-	1-2-19 要配慮者の安全確保計画(p117)	5
	-	1-2-6 避難体制整備計画 (p59)	1
農林水産部	森林ノミクス推進課	1-2-11 地盤災害予防計画(p73)	1
		1-2-16-2 土砂災害防止施設災害予防計画 (p87)	2
	農政企画課	1-2-17 食料、飲料水及び生活必需品等 (p115)	5
	農村整備課	1-2-16-4 農地・農業用施設災害予防計画 (p94)	1
防災くらし安心部	消費生活・地域安全課	1-2-4 災害ボランティア受入体制整備計画 (p55)	10
	消防救急課	1-2-2 防災知識の普及計画 (p45)	3
		1-2-16-12 危険物等施設災害予防計画(p111)	14
		1-2-16-6 ガス供給施設災害予防計画(p97)	1

		1-2-2 防災知識の普及計画 (p 45)	1
		1-2-7 救助・救急体制整備計画 (p69)	2
		1-2-8 火災予防計画 (p70)	4
	食品安全衛生課	1-2-16- 9 上水道施設災害予防計画(p103)	20
		1-2-17 食料、飲料水及び生活必需品等 (p115)	1
	防災危機管理課	1-2-10 防災用通信施設災害予防計画 (p72)	9
		1-2-11 地盤災害予防計画(p73)	2
		1-2-12 孤立集落対策計画(p77)	2
		1-2-15 輸送体制整備計画(p82)	5
		1-2-16-5 電力供給施設災害予防計画(p96)	1
		1-2-16-6 ガス供給施設災害予防計画(p97)	1
		1-2-17 食料、飲料水及び生活必需品等 (p115)	2
		1-2-1 気象等観測体制整備計画 (p 4 2)	1
		1-2-20 災害救助基金の積立・運用計画 (p119)	3
		1-2-2 防災知識の普及計画 (p 4 5)	3
		1-2-3 地域防災力強化計画 (p50)	4
		1-2-5 防災訓練計画 (p56)	9
		1-2-6 避難体制整備計画 (p59)	6
防災くらし安心部 ・ 県土整備部 ・ 警察	交通規制課	1-2-15 輸送体制整備計画(p82)	1
防災くらし安心部・観光文化スポーツ部	-	1-2-19 要配慮者の安全確保計画(p117)	3

防災くらし安心部・警察	警備第二課	1-2-2 防災知識の普及計画 (p45)	1
防災くらし安心部・健康福祉部	消防救急課	1-2-7 救助・救急体制整備計画 (p69)	1
防災くらし安心部・産業労働部・観光文化スポーツ部	防災危機管理課	1-2-6 避難体制整備計画 (p59)	1
総数			820

【個別ヒアリング（追加分）日程】

日時		対象所属		監査人・補助者数
11月26日	火	しあわせ子育て応援部	子ども成育支援課	3名
		環境エネルギー部	水大気環境課	
		病院事業局	県立病院課	
11月27日	水	防災くらし安心部	食品安全衛生課	
		県土整備部	河川課	
			下水道課	

なお、質問・アンケート調査及び個別ヒアリングで明らかになった意見や指摘事項については、次章「(2) 監査の結果」にて詳述する。



## (2) 監査の結果

### ① 国のガイドラインに基づく県強靱化計画の作成【意見】

県は平成28年3月に、平成25年12月11日に公布・施行された「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」第13条に基づく国土強靱化地域計画（以下、「地域計画」という。）として、「事前防災及び減災等のための山形県強靱化計画」を作成するとともに、令和3年3月に本計画の見直しを行っている。

この地域計画は、同法第14条に「国土強靱化基本計画との調和が保たれたものでなければならない。」旨が明記されており、また国（内閣官房）より、地域計画の作成・改定検討時の手引書として、「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」が公表されており、当該ガイドラインでは、地域計画の一般的な策定手順として以下5つのステップが明示されている。

#### 【国土強靱化地域計画策定・改定における一般的な手順】

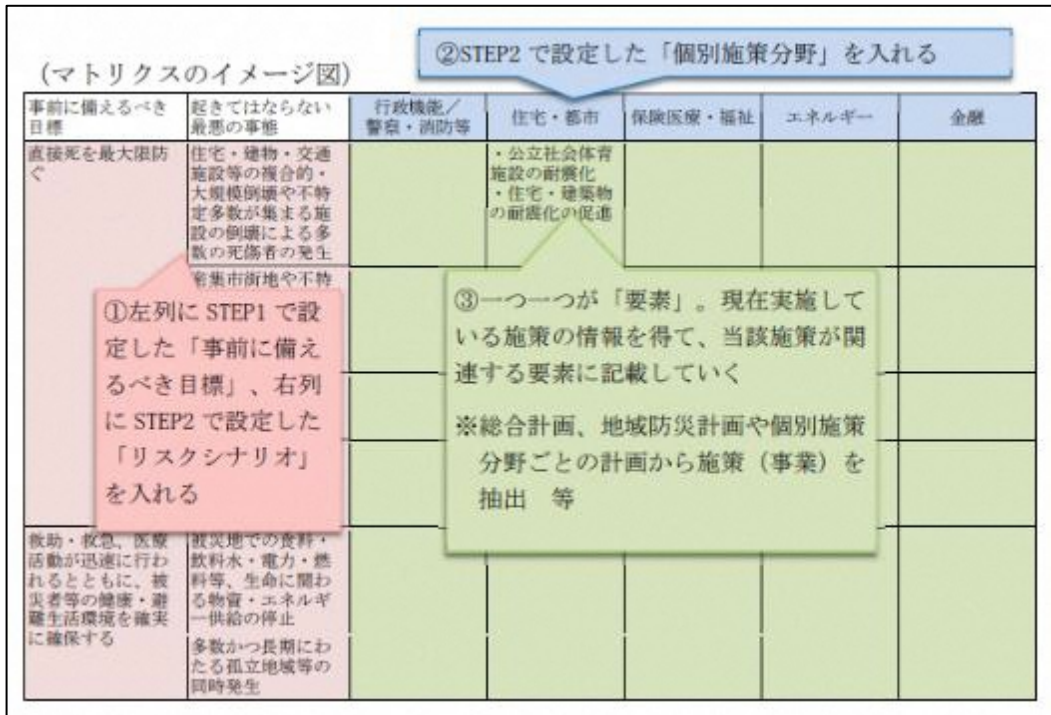
- |                               |
|-------------------------------|
| STEP 1 地域を強靱化する上での目標の明確化      |
| STEP 2 リスクシナリオ（最悪の事態）、施策分野の設定 |
| STEP 3 脆弱性の分析・評価、課題の検討        |
| STEP 4 リスクへの対応方針の検討           |
| STEP 5 対応方策について重点化、優先順位付け     |

（「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」より抜粋）

このうち、本計画作成の事務局を担当する防災危機管理課へヒアリングしたところ、上記のSTEP3「脆弱性の分析・評価、課題の検討」について、国のガイドライン記載の手順を踏まずに作成している状況である。

当該検討は、予めガイドラインに示されているリスクシナリオ（「起きてはならない最悪の事態（41項目）」）に照らし、総合計画の施策分野などを参考に実施されている、又は計画されている施策を落とし込む作業（STEP2に相当）の結果をもとに、足りない点や検討漏れの有無を洗い出す作業となり、具体的には、下図の、縦軸にリスクシナリオ（「起きてはならない最悪の事態（41項目）」）、横軸に個別施策分野を配置したマトリクス図の作成、そしてそれに基づく、現状評価・分析を行う作業となる。

#### 【脆弱性の分析・評価、課題の検討にて作成されるマトリクス図】



(「国土強靱化地域計画策定・改定ガイドライン (第2版)」より抜粋)

ただし、国のガイドラインはより効果的に強靱化計画を作成するための指針を示したものである。従って、ガイドラインに準拠せず強靱化計画が作成されることが許されないわけではない。

山形県における強靱化計画の策定プロセスは、防災くらし安心部防災危機管理課が、防災・減災に関する関連所管課に強靱化計画に記載すべき事業の洗い出しを依頼し、関連所管課から提出された強靱化計画の記載案について協議を通じとりまとめを行い作成する形となっている。なお、この策定プロセスでは、関連所管課の事業計画等に記載された実施予定の（または既に実施している）事業のみが強靱化計画に記載され、リスクシナリオを踏まえた課題に対応する新たな事業が創出されにくいと考えられる。

このような現状の山形県における策定方法であってもリスクシナリオの洗い出しと施策推進方針（リスク対応策）の検討が必要十分になされており、リスクへの対応に不足が無ければ問題はない。

そこで、監査人は県が作成した強靱化計画をもとに、縦軸にリスクシナリオ、横軸に個別施策分野を配置し、リスクマトリクス図（別添1）を作成し評価した。サマリ結果は次ページの図のとおりである。

当該マトリクス図を見てわかるように、リスクシナリオごとで、施策推進方針（リスク対応策）の件数にバラつきがみられるとともに、一部のリスクシナリオについては、施策推進方針（リスク対応策）が1、2件と明らかに少なく、リス

ク対応策の十分性に疑義がみられる。具体的には、起きてはならない最悪の事態として記載された「防災インフラの長期間にわたる機能不全」というリスクシナリオに対して、施策推進方針（リスク対応策）は「砂防施設の整備・維持管理の推進」のみとなっており、リスクへの対応策が明らかに不足している。

加えて、現在の山形県の強靱化計画の策定プロセスでは、関連所管課は基本的に予算のある（あるいは予算化の見込みがある）事業を記載することから、ゼロ予算事業については網羅的に記載されない傾向にある。そのため、ゼロ予算事業としてリスク対応策を実施しているにもかかわらず、強靱化計画のリスク対応策として認識されず、そのような事業が目標指標からも漏れることで効果的な事業の評価もできなくなることとなる。従って、リスク対応策を網羅的に把握する点についても策定プロセスの一層の改善が必要である。

以上より、今後強靱化計画の見直しや改定を行う際には、防災・減災に関する既存計画の内容の集約に加え、既存計画の内容（事業・施策）だけで施策推進方針（リスク対応策）が十分か否かを確認できるよう、国のガイドラインなども活用しながら「脆弱性の分析・評価、課題の検討」を実施されたい。

【山形県強靱化計画\_リスクシナリオ×施策推進方針マトリクス図サマリ】

事前に備えるべき目標 (8)		リスクシナリオ		施策分野1~11	
		起きてはならない最悪の事態 (4 1)		施策推進方針数	目標指標数
1	直接死を最大限防ぐ	1	地震等による住宅・建物・交通施設等の倒壊や火災に伴う多数の死傷者の発生	14方針	6指標
		2	地震等による不特定多数が集まる施設の倒壊や火災に伴う多数の死傷者の発生	6方針	6指標
		3	大規模津波等による多数の死傷者の発生	10方針	2指標
		4	突発的又は広域的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生	8方針	7指標
		5	大規模な火山噴火・土砂災害による多数の死傷者の発生	6方針	3指標
		6	暴風雪及び豪雪による重大事故や交通途絶等に伴う多数の死傷者の発生	8方針	0指標
		7	防災意識の欠如や避難準備の不足等による多数の死傷者の発生	5方針	2指標
2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	1	被災地での食料・飲料水、電力、燃料等の供給停止	15方針	5指標
		2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生	4方針	6指標
		3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災による救助・救急活動等の絶対的不足	9方針	3指標
		4	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺	16方針	5指標
		5	被災地における疫病・感染症等の大規模発生	1方針	3指標
		6	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	3方針	0指標
3	必要不可欠な行政機能は確保する	1	被災による警察機能の大幅な低下に伴う治安の悪化、社会の混乱	3方針	1指標
		2	県内外の行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	14方針	5指標
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止	3方針	3指標
		2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態	7方針	1指標
		3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態	5方針	2指標
5	経済活動を機能不全に陥らせない	1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下に伴う経済活動の停滞	4方針	1指標
		2	エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響	2方針	2指標
		3	コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等	2方針	0指標
		4	海上輸送の機能の停止による海外貿易への甚大な影響	2方針	0指標
		5	基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響	8方針	3指標
		6	食料等の安定供給の停滞	2方針	0指標
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	1	電力供給ネットワークや都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーンの長期間にわたる機能の停止	2方針	2指標
		2	上水道や農業用水、工業用水の長期間にわたる供給停止	5方針	2指標
		3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	4方針	3指標
		4	地域交通ネットワークの長期間にわたる機能停止	5方針	2指標
		5	防災インフラの長期間にわたる機能不全	1方針	0指標
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	1	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞等による交通麻痺	2方針	2指標
		2	ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂・火山噴出物の流出による多数の死傷者の発生	7方針	4指標
		3	有害物質の大規模拡散・流出による被害の拡大	4方針	0指標
		4	農地・森林等の被害による農土の荒廃	5方針	1指標
		5	原子力発電所の事故による放射性物質の放出	6方針	1指標
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	1方針	1指標
		2	復旧・復興を支える人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態	6方針	2指標
		3	地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	4方針	1指標
		4	鉄道・幹線道路等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態	5方針	2指標
		5	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失	1方針	0指標
		6	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態	2方針	1指標
		7	風評被害、生産力の回復遅れ等による地域経済等への甚大な影響	2方針	0指標

■：施策推進方針（リスク対応策）が2件以下のリスクシナリオ

■：施策推進方針（リスク対応策）に目標指標（KPI）が設定されていない事案

（「事前防災及び減災等のための山形県強靱化計画」及び「国土強靱化地域計画策定・改定ガイドライン（第2版）」をもとに監査人作成）

## ② 県強靱化計画の記載内容の誤り【意見】

県強靱化計画の記載内容について、複数の誤りを確認した。

はじめに、P24の目標指標に記載されている「庁舎の耐震化率（市町村）76.2%（H30）→100%（R7）（“3-3”）《行政機能》【防災】」という内容は、紐づく別紙2「起きてはならない最悪の事態」（P94）の内容から判断するに参照先の番号が異なっており、誤りである。正しくは「庁舎の耐震化率（市町村）76.2%（H30）→100%（R7）（“3-2”）《行政機能》【防災】」と記載すべきである。

加えて、施策分野2（危機管理）の目標指標（P21）として「④土砂災害に係る避難情報の具体的な発令基準を策定済み市町村の割合84.4%（H30）→100%（R7）」が含まれるにもかかわらず、すでに目標を達成していたことを理由に令和5年度の当該指標の達成状況の記載をしておらず追記すべきである。

同様に、施策分野7（ライフライン・情報通信）の目標指標（P37）として「⑤合併処理浄化槽の普及率（対人口）8.5%（R1）→9.3%（R7）」が含まれるにもかかわらず、令和5年度の当該指標の達成状況の記載が漏れており、追記すべきである。

これらの誤りは、県強靱化計画の正確な情報提供を阻害する恐れがあることから、今後の見直しや改定等の中で適宜修正されたい。また、このような誤りが生じないように策定プロセスや進捗管理の方法について改善されたい。

## ③ 県強靱化計画における目標管理【意見】

山形県は県強靱化計画において、起きてはならない最悪の事態を41項目設定している。これらの41項目が起きないように各施策を推進していくのであるが、推進するためには予算や時間がかかる施策も多いことから、目標指標を設定してその施策が実際に確実に遂行されるよう進捗管理している。

従って、目標指標は、当該目標指標が達成されることで、リスク対応施策が達成され、結果として起きてはならない最悪の事態41項目を防止できるという関係性が成り立つものである必要がある。

この点について、監査人が、起きてはならない最悪の事態41項目と目標指標との関係性についてリスクマトリクスにより評価した。

前頁【山形県強靱化計画\_リスクシナリオ×施策推進方針マトリクス図サマリ】に記載の通り、施策推進方針（リスク対応策）に対して目標指標の数は少なくなっている。施策推進方針（リスク対応策）の進捗管理をするうえで、必ず目標設定して進捗管理すべきということではないし、進捗管理の必要性や重要性に応じて施策推進方針（リスク対応策）に対して目標指標の数が少なくなることも理解できる。しかし、例えば、起きてはならない最悪の事態「有害物質の大規模拡散・流出による被害の拡大」に対して、施策推進方針（リスク対応策）は「NBC

災害における対応力の強化」、「有害物質の拡散・流出防止対策の推進」「危険物施設の耐震化の促進」「NBC災害を想定した訓練の実施」の4つが掲げられているが、目標指標は0となっている。施策推進方針（リスク対応策）のすべてが進捗管理の対象外となっており、これでは施策推進方針（リスク対応策）が本当に機能するか疑問である。なお、このように目標指標の数が0となっている項目は9項目あった。

また、起きてはならない最悪の事態「災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態」に対して、施策推進方針（リスク対応策）は「災害時における行政機関相互の通信手段の確保」、「災害情報の収集・伝達手段の確保」、「災害時における情報サービスが継続可能な体制及び設備の整備」となっており、そのための目標指標は「県防災行政通信ネットワークの重大障害（通信不能等）の発生0回（R1）→0回

（R4）」のみとなっている。県防災行政通信ネットワークの重大障害（通信不能等）が発生しないことは重要な目標である。しかし、目標管理の観点からは、当該目標を達成するための具体的な取組が明記されていないため、何ら活動を実施しなくとも当該目標は達成される可能性があり、妥当ではない。この場合、ネットワークの重大障害が発生しないために実際に実施すべき取組にまで目標指標の落とし込みをすべきである。

このように、施策推進方針（リスク対応策）の災害時における確実な履行という面からは目標指標が正しく設定されていないという印象である。

従って、目標指標については、施策推進方針（リスク対応策）の災害時における確実な履行に資するものに照準を合わせ、施策推進方針（リスク対応策）の設定に際してリスクマトリクス等を活用するなど適切に対応されたい。

#### ④ 県強靱化計画における施策推進方針の具体的な記載内容に関する不備【意見】

前述の通り、山形県強靱化計画では11の施策分野別に施策推進方針（リスク対応策）が整理されており、さらに施策推進方針の具体的な内容が記載される体系となっている。この点、施策分野「(4) 交通基盤」の中に「空港及び港湾施設の整備・老朽化対策の推進」という施策推進方針（リスク対応策）の記載があり、その具体的な内容として、以下の通り、「港湾施設については、優先順位を決めた「酒田港港湾機能継続計画（港湾BCP）」に基づき、官民連携による港湾施設の復旧を図る。」という記載があるが、空港施設については、特段「BCP」に関する記述はない。

**(空港及び港湾施設の整備・老朽化対策の推進) (1-3, 5-1, 5-4, 5-5) 【国、県】【県土】**

- 空港施設については、大規模災害時に防災機能を発揮するため、滑走路などの機能強化を推進する。
- 港湾施設については、優先順位を決めた「酒田港港湾機能継続計画（港湾BCP）」に基づき、官民連携による港湾施設の復旧を図る。
- 空港施設・港湾施設とも予防保全の考え方に基づき、計画的な維持管理・更新を実施する。

（「事前防災及び減災等のための山形県強靱化計画」p.27より抜粋）

本件につき、県土整備部空港港湾課にヒアリングしたところ、空港BCP（空港機能継続計画）も作成しているとのことであった。

BCPは発災時における施設整備・復旧に向けた、拠り所となる計画であり、本施策分野は港湾施設だけでなく、空港の整備・老朽化対策の推進も含まれることを鑑みると、港湾BCPだけでなく、空港BCPについても明記すべきであり、空港と港湾を横並びで評価した際に結果として記載漏れとなっている。従って、記載レベルを統一することを意識のうえ、今後県強靱化計画の見直しや改定を行う際には修正されたい。

**⑤ 県地域防災計画の実行主体について【意見】**

県地域防災計画では、地域防災力の確保のための個別の実施事項が記載されている。その実施事項のそれぞれに実行主体が記載されているが、実行主体が県と記載されているものについて県の担当課が明確になっていない。県地域防災計画における担当課へのヒアリングを実施した際も、実施責任者が不明瞭かつ記載内容の曖昧性から、計画内容の実施事項が理解できない部分が少なくなかった。県地域防災計画は、災害発生時に迅速かつ的確な対応を可能にするための重要な指針であることから、各主体の役割分担と責任の所在を明確にし、効果的な防災体制を構築できるように対応すべきである。他県では地域防災計画における役割分担の記載について、本文中に県の担当部局課を明記することで、役割分担の明確化を図る取り組みを行っているケースもあり、他の事例なども参考に検討されたい。

なお、県地域防災計画の中の上水道施設災害予防計画は、水道事業等の許認可を所管する食品安全衛生課が所管となり、予防計画の素案を提示している。しかし、水インフラの災害予防という点からは、水道用水供給事業を担当する企業局も一定の役割を担っていることから、食品安全衛生課と企業局が連携して計画を策定したほうがより実効性ある予防計画を作成することができるのではないかと考える。

⑥ 県地域防災計画に記載されている資料編の更新について【意見】

県地域防災計画の資料編において、過年度の情報から更新されていない情報が複数見受けられた。

県地域防災計画は「震災対策編」、「風水害等対策編」、「津波災害対策編」のほかに「資料編」があり、災害対策に係る各種規定や協定がまとめられている。これらの地域防災計画に関する資料は、毎年度のように、国が定める災害対策基本法などの法規制や各種防災計画、県内の災害状況などを踏まえ見直しを行っている。一方で、自衛隊関連、病院関連、交通機関に関する情報については、古い情報のままになっており、更新が求められる。

また、県地域防災計画の資料編には、他県と締結された防災上の連携・協力に関する押印済の協定書の写しが収録されているが、秋田県との防災上の連携・協力に関する協定書には山形県知事印はあるものの秋田県知事印がなく、真正の協定書か不明である。防災危機管理課に確認したところ、両知事印のある協定書は存在したことから、資料編に収録する協定書の写しも両知事印のあるものに変更し、資料編収録資料は適切に更新・修正するよう留意されたい。

⑦ 県防災会議における書面決議の運用【意見】

県防災会議において、近年、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、対面での会議開催が困難となり、書面決議による運用が行われている。

一方で、山形県防災会議条例および関連法規を確認する限り、書面決議による会議開催を明確に認める規定は存在していない状況である。

災害対策基本法第15条第8項では、「都道府県防災会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める基準に従い、当該都道府県の条例で定める」とされ、災害対策基本法施行令第7条では、「都道府県防災会議の議事その他都道府県防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が都道府県防災会議にはかつて定めるものとする」と規定されている。なお、山形県防災会議条例第5条においても、「この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める」とされている。

これらの規定を踏まえると、書面決議のような重要な手続きに関する事項は、防災会議において事前に審議し、明確なルールを定める必要があると考えられる。

この点、防災会議運営要領に書面決議を定める規定が存在しないことから、書面決議による運用は条例に反すると捉えることもでき、現状では書面決議に関する様々な問題が生じる可能性も考える。



書面決議は、会議を招集せずに行う意思決定であり、委員間での意見交換や議論の機会が制限されることから、重要な意思決定を行う防災会議においては、その妥当性について慎重に検討する必要がある。

新型コロナウイルス感染症が終息しつつある現状で、書面決議の運用を通常通りの会議体で実施することが適切と考えられるが、もし書面決議を継続的に実行するのであれば、運用に関する明確なルールを定め、その要件や手続きを明確化し、会議の透明性と正当性を確保することが望まれる。

山 防 災 第 18 号 令和6年3月13日	
山形県防災会議委員	殿
山形県防災会議会長 山形県知事 吉村 美栄子 ( 公 印 省 略 )	
山形県防災会議の書面開催結果について (通知)	
<p>日頃より本県の防災行政の推進に格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。 さて、令和6年2月19日付けで書面により協議いたしました下記の事項につきましては、全ての委員から承認する旨の御回答をいただき、承認されましたので報告いたします。</p> <p>貴殿からは、回答に際し貴重な御意見を賜り誠にありがとうございました。頂戴した御意見につきましては、今後の防災対策の参考とさせていただきますので、今後とも御協力のほど、お願い申し上げます。</p> <p>なお、誤字・脱字等の軽微な修正が必要な場合は、事務局において修正させていただきますので御了承くださいますようお願いいたします。</p>	
記	
1 協議事項	山形県地域防災計画の修正について
2 協議結果	令和6年3月13日に承認多数をもって原案可決 ※承認61名 否承認0名

(県防災会議の書面開催結果に関する資料)

#### ⑧ 公開情報の管理不備【指摘】

災害情報や防災情報などをまとめた県のホームページである「こちら防災やまがた！」が発信する情報について、古い情報が記載されている、ウェブページ上にあるハイパーリンク先のページに接続できないなど、適切な情報管理がなされていない状態が見受けられた。

例えば、お役立ち情報の「災害時の安否確認方法：パソコン・携帯電話・固定電話を利用した安否確認」における各種通信会社の外部リンクをクリックすると、「ウェブサイトのサーバーがアクセスしようとしているページを見つけられません」と表示される。この状態を放置すると、仮に災害が発生した場合、県民が混乱し、適切な情報を得られない可能性がある。また、古い情報が公開されていると、県民はそれを最新の情報と誤認し、不適切な行動をとってしまうリスクも考えられる。

県は、「こちら防災やまがた！」を県民にとって 有益な情報源とするためにも、定期的なサイトの巡回、迅速な情報更新を行う必要がある。